

【子ども・子育て支援制度】

< 保育を必要とする事由・保育必要量・認定有効期間 >

標準 : 保育標準時間 短 : 保育短時間

保育の必要な事由	保育必要量	支給認定の有効期間
就労 恒常的に月 64 時間以上の就労時間(休憩時間を含む)で日常の家事以外の仕事をしている場合 *フルタイム・パートタイム・夜間・居住内労働等のすべての就労を含む。育児休業取得中の新規申込を含む(入所月内中に復職をする誓約が必要)。	<input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 短	2号: 小学校就学前まで(最長) 3号: 満3歳の誕生日の前々日まで(最長) *雇用期限のある仕事をされている場合は、支給認定の有効期間が短くなる可能性があります。
妊娠・出産 出産前後の場合	<input type="checkbox"/> 標準	次のうち、いずれか短い期間 (ア) 小学校就学前まで (3号認定は満3歳の誕生日の前々日まで) (イ) 支給認定証発効日から、出産日の8週間後の日の属する月末まで
保護者の疾病・障害 病気、負傷、障害がある場合	<input type="checkbox"/> 標準	2号: 小学校就学前まで(最長) 3号: 満3歳の誕生日の前々日まで(最長)
介護・看護 同居の親族を常時介護または看護している場合	<input type="checkbox"/> 標準	
災害復旧 震災、風水害、火災などの復旧にあたる場合	<input type="checkbox"/> 標準	
求職活動(起業準備を含む) 就職活動を継続的に行っている場合	<input type="checkbox"/> 短	次のうち、いずれか短い期間 (ア) 小学校就学前まで (3号認定は満3歳の誕生日の前々日まで) (イ) 支給認定証発効日から90日が経過する日が属する月の末日まで(市の指定する期日(支給認定終了の前月25日)までに勤務にかかる保育を必要とする事由証明書の提出が必要です)
就学 学校または職業訓練校に通学または内定している場合 ・学校教育法1条に規定する学校等 ・職業能力開発促進法第15条の7第3項もしくは、同法第27条第1項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練等	<input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 短	次のうち、いずれか短い期間 (ア) 小学校就学前まで (3号認定は満3歳の誕生日の前々日まで) (イ) 支給認定証発効日から保護者の卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで
虐待・DV 児童の虐待やDVのおそれがある場合	<input type="checkbox"/> 標準	2号: 小学校就学前まで(最長) 3号: 満3歳の誕生日の前々日まで(最長)
育児休業取得中の継続利用(兄・姉が対象) 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合(育児休業対象児童の認定も含まれます)	<input type="checkbox"/> 短	育児休業取得期間中
その他 上記以外の理由で豊中市が認める場合	<input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 短	2号: 小学校就学前まで(最長) 3号: 満3歳の誕生日の前々日まで(最長)